

鴨川

迎春



外国弁護士問題について



坂元 和夫

●日米間の貿易摩擦問題は
今だに新聞の第一面を賑わ
せています。

米、牛肉、オレンジとと
もに、弁護士業務の「貿易」
自由化の要求を受け、政府
および日弁連は、昭和六二
年に外国法事務弁護士（以
下「外弁」という）制度を
発足させました。

この制度のもとで、「外
弁」は、日本で母国法につ
いての法律業務を、単独で
あるいは日本の弁護士と提
携し事務所を共同使用して
行うことができますが、日
本の弁護士を雇用し、これ
と共同経営することはでき
ないことになっています。
●ところが、平成元年四月
に米国通商代表部（以下U

ることをこれ程強く要求す
るのでしようか。

USTRのヒルズ代表は、
「外弁」が日本において顧
客に質の高い法的サービス
を提供するには、日本法の
専門家である日本弁護士と
連携する必要がある、その
ためには雇用・共同経営が
不可欠であると言います。

しかし、日本弁護士との
連携のためには、業務提携
や事務所の共同使用で足り
る筈で、何も経営を共同に
する必要まではないように
思われます。

●アメリカ政府の強硬な要
求の裏には、ニューヨーク
を中心とする巨大法律事務
所（ローファーム）の圧力
があります。アメリカの巨
大ローファームは、数百人
の弁護士をかかえ、それ自
体一つの企業として、売上
高を伸ばすために様々な戦
略を練っています。米国内
の市場が狭くなれば、海外
の販路を求めるのは企業の
論理として当然です。

●では、何故アメリカは、
「外弁」が日本の弁護士を
雇用したり、共同経営をす

●「外弁」が日本で母国法
の業務だけを行うのでは、
収益は知れています。日本
弁護士を雇用し共同経営を
して、日本弁護士が日本法
の業務をとおして得る収益
に与からなければうま味が
ありません。ラルフ・ネー
ダーのような人権弁護士が
日本へやって来る気づかい
は全くないのです。

・フランスは、以前は開放
的な政策をとり、「外弁」
に自由に法律業務をさせて
いました。その結果、フラ
ンスの法律業務は一握りの
アメリカ弁護士に席巻され
てしまいました。ドゴール
大統領が「外弁」の規制方
針を打ち出したのは当然と
いえます。

●問題は、営利主義による
「外弁」の日本への進出が
日本の国民にとって良いこ
となのかどうかです。

日本の大企業は「外弁」
の日本への積極的な進出に
必ずしも反対していないよ
うです。企業の利益を代弁

する通産省も同様で、現に、
USTRは政府間交渉にお
いて、外務省、法務省だけ
でなく、通産省の出席を要
求したと伝えられています。
●大企業はともかく、一般
の国民にとって「外弁」は
利益になるのでしょうか。

わが国にも現に営利本位
の弁護士がいないことはあ
りませんし、弁護士業務が
自由業とされている以上、
業務が経営的に成り立つこ
とは重要ですが、わが国の
多くの弁護士は人権擁護の
使命を大切なものと考えて
います。もし、日本の弁護
士が「外弁」に共同経営の
形式で、高給をもって雇用
され、営利主義のもとに人
権擁護の使命などそっちの
けで、ただ利潤追求のみを
させられることになれば、
その被害を受けるのは一般
国民です。国民の側に立つ
日弁連として、このような
事態を容認することはでき
ないことをご理解いただけ
ると思います。

苦悩するポーランド



尾藤 廣 喜

た程度のものが多く、戦後の闇市のイメージが思い浮かびます。公共事業の進展は遅く、地下鉄工事は数年間中断したままになっています。

昨年10月13日から二十五日までの間、ポーランドとオーストリアに出かけてきました。旅行の本来の目的は、ワルシャワで開かれた第二回シヨパンコンク

ルを見学することと、その後ウィーンに寄ってオペラを見ることにあり、誠に楽しい企画でした。そして、私のもう一つの関心は、一昨年から始まった東欧諸国の激動の震源地となったポーランドが、今どんな動きを見せているのかを直接目で見たいということにありました。

■ワルシャワの市民生活■

ポーランドでは、共産党政権の崩壊以来、市場経済の大幅な導入によって、年

一〇〇〇%とも言われる急激なインフレや一〇〇万人を超える失業者の発生などから治安状態が極度に悪化したと言われています。しかし、私が見た限りでは、

物価の急激な上昇はある程度落ち着き、食糧品の不足もそれ程深刻ではないという印象を受けました。これは、ポーランドの農業部門が社会主義政権下でも八〇%程度が私有のままであったことから、市場経済の基盤が当初からあったことによるものだと思います。それでも、スーパーマーケットなどでは、買物客の行列が見られましたし、自由市場（バザール）に置いてある品物は、内職に毛の生え

た程度では、昨年七月に「国有企業民営化法」が成立し、さらに一層国有財産の民営化が進められようとしています。しかし、ここにポーランド経済の最も深刻な課題があります。

資本家のいないポーランドでは、大規模な国営企業の適正受当な受け手がいないのです。このために、民営化は遅々として進まず、国民経済の根本が定まらないうまま、見えざる手に経済の舵取りを委ねる外ない状況にあります。これを早期に進めようとするれば、外国資本に売却するほかないことになり、ソ連に代わって、今度は、西側諸国が国の命運を支配することにもなりかねません。

■ワレサとマゾビエツキ■

共産党政権の崩壊に大きな力を発揮した「連帯」が、昨年の大統領選挙でワレサとマゾビエツキを中心に分裂して闘ったことに疑問をもたれた方も少なくないと思います。分裂の基盤に、ワレサが労働者、農民の支持を、マゾビエツキがインテリ層の支持を得ていることとの相違があることも事実です。しかし、それ以上に、マゾビエツキが政権担当者として漸進的な民営化をやむなしと考えているのに対して、ワレサが三年以内の民営化完了と、その一方で、海外資本の進出規制を公約しているという経済政策の大きな対立も根深いものがあります。

ワレサに対しては、いったいこの矛盾した公約を、どう実現するんだという知識層からの批判があります。ポーランドでは、共産党政権下での弾圧や言論統制への反発から、国の関与、介入に対するアレルギーが

非常に強いように見受けられます。また、「豊かな西側社会」への憧れの意識も強く、大統領選挙で、カナダの正体不明の大富豪ティンスキが浮かび上がったきた素地もここにあるのだと思います。

■ポーランド国民の底力■

何れにしても、国政を担おうとする候補者に経済運営の「海図」がなく、船だけが進んでいる実態がポーランドの苦悩を象徴しています。

現在のままでは、民営化に伴う不明朗な利権問題、一部の目先のきく者のみによる不当な利益の独占、外国資本による支配など不安な材料が輩出するのではないかと心配です。

しかし、素朴で誠実で困難に一致して国民全体が対処するポーランドの国民の底力は、きっとこれを克服してくれるでしょう。

何しろ、あのシヨパンを生んだ国民なのですから。

三方一両損



山崎浩一

名裁判官としての誉れが高いのが南町奉行所大岡越前守です。落語などで演じられるものに、「三方一両損」というものがあります。

三両入った財布を拾った左官の金太郎が落し主の大工熊五郎の家に届けにいきました。すると、熊五郎は礼をいうどころか、よけいなことをしたといって金太郎を殴ったのですから、喧嘩騒動となります。この経緯を聞いた大家がどちらの言い分が正しいか白黒つけるため南町奉行所に訴えてました。大岡越前守は、二人に何故三両を受け取らないのかを尋ねます。落し主の熊五郎は、財布を落としてかえってさっぱりして

うべきことでしょう。

本来、裁判官は法律を適正に適用しなくてはなりません。完全な法律を作ることは不可能です。そこでどうしても裁判官の解釈が必要になります。その時には、裁判官がどのような姿勢をもってしているのかが問われるわけです。

裁判官の姿勢についてドイツの興味深い判決がありますので紹介しましょう。

二〇歳の被告人が、公の場においてナチスの旗を振った行為が「憲法違反の組織の標識の使用罪」に該当するとして起訴された刑事事件です。

結論は有罪判決ですが、刑の内容がユニークです。その一部は次のとおりです。「国際人権協会に五〇〇マルクの過料を支払うことを被告人に命じる。

アンネ・フランクの日記を購入してこれを読み、その内容につきA4版用紙一

五ページの要約文を作成するよう被告人に命じる。」

「アンネの日記」を読ませて要約文の提出を命じる判決は前代未聞ですが、判決を下した裁判官はごく普通の裁判官で、この判決もドイツでは好意的に受け入れられているとのこと。

この判決理由を読むと裁判官が被告人に対してどのような刑でのぞむべきか深い配慮をしていることがわかります。

「当裁判所は、既に進行しているかもしれない被告人の人格的成熟のプロセスを効果的に促進するために被告人を厳しく戒告するとともに、同人にとっては

かなりの高額である五〇〇マルクの過料の支払いを命ずれば本件事案の重さからみて十分であると判断した。さらに教育的観点からは、ナチズムが人々にどれほどの苦悩と不正をもたらしたかということについて、また、ナチズムに盲目的に追

従ってナチズムのスローガンやモットーを愚かにもそのまま口まねし、ごくあたりまえの人間性にすら欠けていた人々にも等しく責任があったのだということについて、被告人に深く考えさせることが適当であると思われる。そこで、当裁判所は、アンネ・フランクの日記を購入してこれを読みその内容をA4版用紙一五ページに手書きで要約するよう被告人に指示を与えることとした。」

裁判官が事件の本質を理解し、その解決にむかって誠実な判断をする姿勢はすばらしいと思います。

このような姿勢があれば先日の最高裁判所の灯油判決のように社会の実態を無視したような判決を下すことはないはず。ただ、ドイツの裁判官の人権意識が高くなったのはひとり裁判官だけでなく、社会全体の意識が基礎にあることはいうまでもありません。

□ 裁判の時間 □

裁判には時間がかかるといわれま
す。確かに判決ま
で平均二年近くか
かっているのが実
情です。

原告が訴状を裁
判所に提出すると、
約一カ月後の期日

が第一回目の期日として指
定されます。そして、その
後、第二、第三回目と期日
が重ねられますが、その間
隔が約一カ月程度あります。
このような期日にお互いの
言い分を整理します。その
後に証人を調べるのですが、
その期日は現実には三カ月
程度先でないといえません。
ですから三人程度の証人を
調べる事件では、どうして
も二年程度はかかります。
つまり、今の裁判に時間
がかかるのは、期日の間隔
が開くことに原因があるの
で、続けて毎日調べれば、

数カ月で終わることも不可
能ではありません。ところ
が裁判官は、一人あたり二
〇〇件以上の事件を常時抱
えているので、特定の事件
だけを集中してやるわけに
はいかないのです。仮にそ
のようにすると、他の事件
の待ち時間が長くなり、自
分の番がまわってくるまで
に一年も待たされることに
もなるのです。

待ち時間が長くとも集中
した裁判が良いのか、それ
とも今のような方式が良い
のか難しい問題ですが、今
のような方式をとっても、
裁判官の数を増員すれば、
随分改善されるでしょう。

坂元弁護士が昨年四月か
ら一年間日本弁護士連合会
の副会長となったため、出
帳の機会が多くなり、皆様
には御迷惑をおかけしまし
たが、四月より、従来の業
務態勢に戻ります。
